

秋田県教育委員会告示第 2 3 号

秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第22条第 1 項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報について、次のとおり定めたので、告示する。

令和 3 年10月 1 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

口頭により開示請求をすることができることとしたもの

口頭により開示請求をすることができる 個人情報の項目		口頭により開示請求を することができる期間	口頭により開示請求を することができる場所
試験等の名称	開示する内容		
秋田県立学校実習船海事職員 採用選考試験	選考結果の総合順位	結果通知の日から 1 か月間	教育庁高校教育課